

ホスティング S/G  
約款

平成 28 年 3 月

株式会社ウインテック コミュニケーションズ  
山梨県甲府市北口 2 丁目 6-10

TEL 055-220-7388

FAX 055-220-7393

# ホスティング S/G 約款

## 目 次

### 第 1 節 総 則

- 第 1 条 (取扱いの準則)
- 第 2 条 (約款の変更)
- 第 3 条 (用語の定義)
- 第 4 条 (サービスの種別とその内容)
- 第 5 条 (基本サービスの品目)
- 第 6 条 (オプションサービスのサービス品目)
- 第 7 条 (提供区域)

### 第 2 節 利用契約

- 第 8 条 (利用契約の単位)
- 第 9 条 (契約による第三者に対するサービスの提供)
- 第 10 条 (契約の最低利用期間)
- 第 11 条 (権利譲渡の禁止)

### 第 3 節 利用申込等

- 第 12 条 (利用申込)
- 第 13 条 (利用契約の成立)
- 第 14 条 (利用申込の受付とサービスの開始)
- 第 15 条 (申込の拒絶)

### 第 4 節 契約事項の変更等

- 第 16 条 (契約事項の変更等)
- 第 17 条 (法人の契約者の地位の承継)
- 第 18 条 (個人の契約者の地位の承継)
- 第 19 条 (契約者の氏名等の変更)

### 第 5 節 提供の停止等

- 第 20 条 (提供の停止)
- 第 21 条 (提供の中止)
- 第 22 条 (通信利用の制限)
- 第 23 条 (サービスの廃止)

### 第 6 節 契約の解除

- 第 24 条 (当社が行う利用契約の解除)
- 第 25 条 (契約者が行う利用契約の解除)

### 第 7 節 料金等

- 第 26 条 (料金等)
- 第 27 条 (課金開始)
- 第 28 条 (契約者の支払い義務)
- 第 29 条 (料金等の請求時期および支払期日)
- 第 30 条 (割増金)
- 第 31 条 (遅延損害金)
- 第 32 条 (消費税)
- 第 33 条 (初期費用およびサービス費用の額)
- 第 34 条 (契約解除に伴う料金等の清算方法)

### 第 8 節 情報の取り扱い

- 第 35 条 (情報の取り扱い)
- 第 36 条 (バックアップ)
- 第 37 条 (契約者のデータの権利)

### 第 9 節 雑則

- 第 38 条 (機密保持)
- 第 39 条 (利用不能の場合における料金等の清算)
- 第 40 条 (契約者の義務)
- 第 41 条 (通信設備等)
- 第 42 条 (接続業者)
- 第 43 条 (指定ソフトウェア)
- 第 44 条 (免責)
- 第 45 条 (損害賠償)

第 1 0 節 その他

第 4 6 条 (契約社名の公開)

第 4 7 条 (合意管轄裁判所)

別表題 1 号 料金等

## 第 1 節 総 則

### 第 1 条 (取り扱いの準則)

株式会社ウインテックコミュニケーションズ(以下当社といいます)は、当社が定めたこの「ホスティング S/G 約款」(以下「この約款」といいます)によってホスティング S/G (以下当サービス)を提供します。

### 第 2 条 (約款の変更)

1. 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の当サービス約款によります。
2. この約款を変更するときは、当社は、当該変更により影響を受けることになる契約者に対して、当社の定めた方法により事前にその内容を通知します。

### 第 3 条 (用語の定義)

この約款において、次の用語はそれぞれ以下の意味で使用します。

用 語	用語用語の意味
ホスティング S/G	当社および当社が指定した業者が管理するインターネットに接続されたコンピュータ機器(以下ホスティングサーバーといいます)内に、契約者のデータ(以下データといいます)の電気的な保管空間を貸し出すとともに、当社がホスティングサーバーの設定および接続環境を保守・管理し、サーバーの機能の利用権を契約者に設定するサービス
基本サービス	ホスティングサーバー上に契約者が専有しうる電気的なデータ保管空間を提供するとともに、別途当社の定める方法で通知するサーバー機能の利用権を設定するサービス
オプションサービス	基本サービスにより契約者に提供される、メール、HP容量、ウイルスチェック、スパムフィルター、接続 ID、データベースなどの追加サービス
利用契約	当社から当サービスの提供を受けるための契約
契約者	当社と当サービス利用契約を締結している方

### 第 4 条 (サービスの種別とその内容)

当サービスは、基本サービスとオプションサービスの 2 種類のサービスの組み合わせ、もしくは基本サービスのみで提供されます(以下これらの各種別を「サービス種別」といいます)。当社は、オプションサービスのみ提供は行わないものとします。

また、それぞれの種別ごとに個別の機能を提供するサービス(以下「サービス品目」といいます)は、基本サービス、オプションサービスなど種別毎に定めます。

### 第 5 条 (基本サービスのサービス品目)

基本サービスにおいて提供される機能、サービス品目は、次のとおりとします。

サービス品目	提供される機能
ホスティング S/G	契約者独自のドメイン名による URL をもてるサービス。
メール メールウイルスチェック メールスパムフィルタ	契約者独自のドメイン名を利用したメールアカウントを持つことができるサービス。 送受信するメールのウイルスチェックを行ないます。 外部からくる迷惑メールのフィルタ処理を行ないます。
HDD 容量	契約ディスク容量までハードディスク上に契約者のデータが保管できます。 ここでいうデータとは、Web コンテンツ及びメールスプールを意味します。

### 第 6 条 (オプションサービスのサービス品目)

オプションサービスにおいて提供される機能、サービス品目は、次のとおりとします。

サービス品目	提供される機能
追加メール 追加 HDD 容量 接続 ID データベース	メールアカウントを 10 個毎増やす事ができます。(最大 1,000 アカウントまで) ハードディスクの容量を 1GB 毎増やす事ができます。(合計 40GB まで) インターネットへ接続する為の、ID とパスワードを発行致します。 ホスティングサーバと連携して動作するデータベースが利用できます。

### 第 7 条 (提供区域)

当サービスの提供区域は、日本国のすべての地域とします。

## 第 2 節 利用契約

### 第 8 条 (利用契約の単位)

当サービスの利用契約は、当社が定めた契約容量を単位として締結します。

### 第 9 条 (契約者による第三者に対するサービスの提供)

契約者が当サービスを用いて、第三者に独自のサービスを行う場合は、当社が別途定める方法により、当社の承諾を得るものとします。

この場合、契約者は当該第三者に本約款を遵守させるものとします。

### 第 10 条 (契約の最低利用期間)

当サービスの最低利用期間は 1 年とします。

起算日は第 27 条に定める課金開始日とします。

### 第 11 条 (権利譲渡の禁止)

契約者は、当サービスの提供を受ける権利等利用契約上の権利を第三者に譲渡することはできません。

## 第 3 節 利用申込等

### 第 12 条 (利用申込)

当社は契約申込者が記名捺印した利用申込書の提出をもって利用申込を受け付け、必要な審査・手続等を経た後に当該利用申込を承諾します。

### 第 13 条 (利用契約の成立)

当サービス利用契約は、利用申込に対して、当社がこれを承諾したときに成立します。

### 第 14 条 (利用申込の受付とサービスの開始)

当社が利用申込を承認した場合、利用者に対してサービス開始日・申込内容を明記したサービス開始の確認書および必要な ID・パスワードを文書により通知します。利用者はサービス開始日以降、実際のサービス利用の有無に関わらず、当社が定める方法により利用料金を支払うこととします。ただし、当社の責によりサービスが利用できなかった場合はこの限りではありません。

### 第 15 条 (申込の拒絶)

1. 当社は、次の各号に該当する場合には、当サービスの利用の申込を承諾しない場合があります。
  - (1) 申込に係る当サービスの提供または当該サービスに係る装置の保守が技術上著しく困難な場合
  - (2) 当サービスの申込者が、当該申込に係る契約上の義務を怠るおそれがあることが明らかである場合
  - (3) 当サービスの申込者が、第 20 条 (提供の停止) 第 1 項に該当する場合
  - (4) 当サービスの契約申込書に虚偽の事実を記載した場合
  - (5) その他前各号に準ずる場合で、当社が、契約締結を適当でないと判断した場合
2. 前項の規定により、当社が当サービスの利用申込を拒絶する場合は、当社は、申込者に対し書面によりその旨を通知します。

## 第 4 節 契約事項の変更等

### 第 16 条 (契約事項の変更等)

1. 契約者は、当サービス種別の変更等を請求することができます。この場合、当社が別に定める申請方法により所定の事項を記載した書面を提出するものとします。
2. 当社は、前項の請求があったときは、第 3 節 (利用申込等) の規定に準じて取り扱います。

### 第 17 条 (法人の契約者の地位の承継)

1. 契約者である法人が合併その他の理由により、その地位の承継があったときは、合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人等は、承継したことを証明する書類を添えて、承継の日から 30 日以内にその旨を当社に通知するものとします。
2. 第 15 条 (申込の拒絶) の規定は、前項の場合に準用します。
3. 前項 (第 17 条 2 項) の場合において、地位を承継した者が 2 名以上あるときは、そのうちの 1 名を当社に対する代表者と定め、あわせて書面によりその旨を当社に通知するものとします。これを変更したときも同様とします。
4. 当社は、前項 (第 17 条 3 項) の規定による通知があるまでの間、その地位を承継した者のうち 1 名を代表者とみなします。

#### 第18条（個人の契約者の地位の承継）

1. 契約者である個人が死亡した場合には、当該個人に係る当サービスは終了します。ただし、相続開始日から起算して2週間以内に当社に申し出ることにより、相続人（相続人が複数あるときは、遺産分割協議により契約者の地位を承継をした者で1名に限る）は、引き続き当該契約による当サービスの提供を受けることができます。この場合、相続人は死亡した契約者の当該契約上の地位を承継するものとします。
2. 第15条（申込の拒絶）の規定は、前項（第18条1項）の場合に準用します。

#### 第19条（契約者の氏名等の変更）

契約者は、その氏名、商号、代表者、住所等に変更があったときは、速やかに書面によりその旨を当社に通知するものとします。

### 第5節 提供の停止等

#### 第20条（提供の停止）

1. 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合には、無期限または期間を定めて当サービスの提供を停止することがあります。
  - (1) 当サービスの料金、割増金または遅延損害金等が支払期日を経過し、なお支払いが確認できないとき
  - (2) 申込に当たって虚偽の事項を記載したことが判明したとき
  - (3) 前各号に掲げる事項のほか、この約款に違反する行為で、当社の業務の遂行または当社の電気通信設備に支障を及ぼし、または及ぼすおそれのある行為をしたとき
  - (4) 第35条（情報の取り扱い）の規定に違反したとき
  - (5) 契約者が支払いを停止したとき
  - (6) 契約者が、仮差押、差押、和議、破産、会社更正等の申立を受けたとき。
2. 当社は、前項の規定により当サービスの提供を停止しようとするときは、あらかじめ、実施期日および実施期間を契約者に、当社の定める方法で通知します。

#### 第21条（提供の中止）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、当サービスの提供を中止することがあります。
  - (1) 当社の電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないとき
  - (2) 当社の電気通信設備にやむをえない障害が発生したとき
  - (3) 第22条（通信利用の制限）の規定によるとき
  - (4) 第1種電気通信事業者が電気通信サービスの提供を中止することにより当サービスの提供を行うことが困難になったとき
2. 当社は、前項第1号の規定により当サービスの提供を中止しようとするときは、その14日前までにその旨を契約者に、当社の定める方法で通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
3. 第1項2号、3号、4号により中止するときは、あらかじめ、その理由、実施期日および実施期間を契約者に、当社の定める方法で通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

#### 第22条（通信利用の制限）

1. 当社は、天災、事変その他の非常事態の発生により、通信需要が著しく輻輳し、通信の一部または全部を接続することができなくなった場合には、公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、当サービスの提供を制限し、または中止する措置を取ることがあります。
2. 当サービスをご利用の契約者で、当社の電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をしたときには、利用を制限する措置を弊社の判断の下、講じるものとする。

#### 第23条（サービスの廃止）

1. 当社は都合により当サービスの特定の種別及び品目のサービスを廃止することがあります。
2. 当社は前項の規定によりサービスの廃止をするときは、契約者に対し廃止する3ヵ月前までに書面によりその旨を通知します。
3. 契約者は第23条第1項のサービスの廃止があったときは、当社に請求することにより、当該廃止に係るサービスに代えて他の種別及び品目のサービスを受けることができるものとする。この場合において、当該請求については第16条（契約事項の変更等）の規定を準用するものとする。

### 第6節 契約の解除

#### 第24条（当社が行う利用契約の解除）

1. 当社は、第20条（提供の停止等）第1項各号のいずれかに該当する場合、同条に定める提供の停止をすることなく、直ちに利用契約を解除することができます。

2. 当社は、前項の規定により利用契約を解除しようとするときは、書面により契約者にその旨を通知します。

#### 第25条（契約者が行う利用契約の解除）

1. 契約者は、当サービス契約を解除するとき（次項または第3項の規定による場合を除く）は、当社に対し、解除の日の2ヵ月前までに書面によりその旨を通知するものとします。この場合において、通知があった日から当該通知において解除の日とされた日までの期間が2ヵ月未満であるときは、解除の効力は、当該通知があった日から2ヵ月を経過する日に生じるものとします。
2. 契約者は、第21条（提供の中止）または第22条（通信利用の制限）に定めた事由が生じたことにより、当サービスを利用することができなくなった場合において、契約者が当該サービスに係る契約の目的を達することができないと認めるときは、当該契約を解除することができる。この場合、解除はその通知が当社に到着した日にその効力が生じるものとする。
3. 第23条（サービスの廃止）第1項の規定により特定の品目のサービスが廃止されたとき（同条第3項の規定により、サービス種別または品目に変更があった場合を除く）は、当該廃止の日に当該品目に係わるホスティングサービス契約が解除されたものとします。

## 第7節 料金等

#### 第26条（料金等）

当サービスの料金および関連費用（以下「料金等」といいます）は以下の項目からなります。

##### （1）初期費用

契約者が、サービスを受けるに当たって支払う加入料を含む一時金で、各サービス種別で定める細目からなります。

##### （2）サービス月額費用

契約者が、当サービスの対価として支払う費用で、各サービス種別で定める細目からなります。

#### 第27条（課金開始日）

当サービスの課金開始日は、第13条（利用契約の成立）および第14条（利用申込の受付とサービス開始）の規程により契約が成立し、当社が発送するサービス開始確認書において課金開始日として記載した日をいいます。

#### 第28条（契約者の支払い義務）

契約者は、当社に対し、当サービスの利用に係る前条に規定した初期費用、サービス月額費用を、サービス種別ごとに当社が定める方法で支払うものとします。

#### 第29条（料金等の請求時期および支払期日）

1. ホスティングサービス料金等は、次項および3項を除き、毎月当社の定める日に翌月分を請求いたします。
2. 当社は、初期費用を、契約成立後すみやかに支払期日を定めて請求します。
3. 当社は、初回のサービス費用を、課金開始日が暦月の初日以外の場合については、当月の残予日数にサービス費用の30.4分の1を乗じた額と翌月のサービス費用の額を合計して請求します。
4. 当社は、契約者が第13条（契約事項の変更）の規定により、サービス品目の変更を行った場合（サービス種別の変更を伴う場合も含む）のサービス費用については、変更後の費用が変更前の費用より多い場合のみ、変更後のサービス費用から変更前のサービス費用を控除した額の30.4分の1に利用日数を乗じた額を、変更後のサービス費用の額に加算して請求します。
5. 前各項の定めによりホスティングサービスの料金等の請求を受けた契約者は、請求書に指定する期日までに、当社が指定する方法により、その料金等を支払うものとします。

#### 第30条（割増金）

当サービスの料金等を不法に免れた契約者は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします）の2倍に相当する額を割増金として支払うものとします。

#### 第31条（遅延損害金）

契約者は、当サービスの料金等または割増金の支払いを遅延した場合は、遅延期間につき未払額に対する年率14.6%の割合による遅延損害金を当社に支払うものとします。

#### 第32条（消費税）

契約者が当社に対しサービスに関する料金等を支払う場合、支払いを要する額は、当該料金等の額に消費税相当額（消費税法、昭和63年法律第108号および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額）を加算した額とします。

#### 第33条（初期費用およびサービス費用の額）

当サービスの初期費用およびサービス費用の額は、別表第1号の1（サービス料金）でサービス品目ごとに定めた額とします。

#### 第34条（契約解除に伴う料金等の清算方法）

最低利用期間が経過する前に契約が解除された場合（第25条（契約者が行う利用契約の解除）の2項または3項の規定に

より解除された場合を除く)における当サービスのサービス費用の額は、課金開始日から当該最低利用期間の末日までの期間の額とします。契約者はこの額を当社の請求に基づき直ちに支払うものとします。

## 第8節 情報の取り扱い

### 第35条 (情報の取り扱い)

1. 契約者は自己のデータ領域(データ保管空間)内でなされた一切の行為およびその結果について、当該行為を自己がなしたか否かを問わず、一切の責任を負うものとします。
2. 当社は契約者が登録したデータにつき、何らの保証も行わず、その責任を負わないものとします。
3. 契約者は、自己のデータ領域(データ保管空間)内での紛争等は自己の責任において解決するものとし、当社又はその他の第三者に迷惑を掛け、あるいは何らの損害等も与えないこととします。
4. 契約者は当サービスの利用にあたって以下の行為をしないものとします。
  - (1) 公序良俗に反する行為
  - (2) 犯罪行為もしくは犯罪の恐れのある行為
  - (3) 他人の著作権を侵害する行為
  - (4) 他人の財産、プライバシー等を侵害する行為
  - (5) 他人の名誉を毀損しあるいは誹謗中傷する行為
  - (6) リンク先のデータの所有者から承諾を得ずに第三者のデータへリンクを行う行為
  - (7) その他、法令に違反する行為
  - (8) 当サービスの運営を妨げ、もしくは当社の信頼を毀損する行為

### 第36条 (バックアップ)

1. 当社はサーバーの故障・停止時の復旧の便宜を図るために備えて契約者の登録したデータの複写を、サーバーの故障・停止などに備えて保管することがあります。
2. 契約者の希望によりバックアップされたデータを復元する場合には、契約者は当社に所定の手数料を支払うものとします。
3. 契約者が登録したデータが消失するなどして、契約者が不利益を被った場合でも、当社は何らの責任も負わないものとします。

### 第37条 (契約者のデータの権利)

契約者が登録したデータの著作権法上の権利は、契約者に帰属するものとします。ただし、当社はこれらの権利を保護する義務を負わないものとします。

## 第9節 雑則

### 第38条 (機密保持)

当社は、利用契約の履行に際し知り得た契約者の業務上の機密(通信の秘密を含みます)を、第三者に漏らしません。

### 第39条 (利用不能の場合における料金等の清算)

当社は、当サービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき事由により、その利用が全くできない状態が生じ、且つそのことを当社が知った時刻から起算して、連続して12時間以上当サービスが利用できなかったときは、契約者の請求に基づき、当社は、その利用が全くできない状態を当社が知った時刻から、その当サービスの利用が再び可能になったことを当社が確認した時刻までの時間数を12で除した数(小数点以下の端数は切り捨てます)に基本料の月額額の60分の1を乗じて得た額を基本料月額額から差引きます。ただし、契約者は、当該請求をなし得ることとなった日から3ヵ月以内に当該請求をしなかったときは、その権利を失うものとします。

### 第40条 (契約者の義務)

1. 契約者は、当社から発行されたログイン名およびパスワード管理の責任を負います。ログイン名およびパスワードを忘れた場合や盗まれた場合は、速やかに当社に届け出るものとします。
2. 契約者が他のネットワーク(国内外)を経由して通信を行う場合、経由するすべてのネットワークの規則に従わなければなりません。

### 第41条 (通信設備等)

契約者は、自己の費用と責任において、当サービスを利用するために必要な通信機器、ソフトウェア、インターネット接続業者との契約その他これらに付随して必要となるすべての機器およびサービスを準備し、かつ任意のインターネット接続サービスを経由して当サービスを利用するものとします。

### 第42条 (接続業者)

当サービスを利用するために必要なインターネット接続環境は、当社のComLinkインターネットサービスに準ずるものとします。当社は他の接続業者のサービスを利用した場合に、ComLinkインターネットサービスとの差異により起



因する諸問題に関して、何らの責任も負わないものとします。

第43条（指定ソフトウェア）

当社は、当サービスの利用のために必要または適したソフトウェアを指定することがあります。この場合、契約者が他のソフトウェアを用いたときは、当社が提供するサービスを受けられないことがあります。

第44条（免責）

当社は、契約者が当サービスの利用に関して損害を被った場合でも、理由の如何を問わず、何らの責任も負いません

第45条（損害賠償）

契約者が本約款に違反して当社に損害を与えた場合、当社は当該契約者に対して、当社が被った損害の賠償を請求できるものとします。

## 第10節 その他

第46条（契約社名の公開）

契約者は、当社の定める方法により、契約者名を公開することを承認します。

第47条（合意管轄裁判所）

契約者と当社の間で訴訟の必要が生じた場合、甲府地方裁判所を契約者と当社の第1審の合意管轄裁判所とします。

## 別表第1号 料金等

### 1 初期費用

#### 1-1 ホスティング S/G の加入料（1 契約ごとの料金）

サービス品目	加入料金
ホスティング S/G 加入料	10,000円(税別) ※1

※1 ドメイン新規取得費用は上記金額に含まれます。

### 2 サービス費用

#### 2-1 基本料

サービス品目（基本）		月額料金
ホスティング S	HDD容量5G メール50個 (メールプール2.5GB,HP容量2.5GB)	5,800円(税別)
ホスティング G	HDD容量10GB メール100個 (メールプール5GB,HP容量5GB)	9,800円(税別)

※ホスティング S/G には標準でメールウイルスチェック及びメールスパムフィルタサービスが含まれております。

また、メールプールと HP 容量の配分は変更可能です。

#### 2-2 オプションサービス費用

サービス品目		月額料金
ホスティング S/G オプション	追加HDD容量 1GB/毎	1,000円(税別)
	追加メールアカウント 10個/毎	1,000円(税別)
	接続ID (フレッツ光以外)	1,000円(税別)
	接続ID (フレッツ光 マンション)	1,000円(税別)
	接続ID (フレッツ光 ファミリー)	1,200円(税別)
	接続ID (フレッツ光 ベーシック)	5,000円(税別)
	IPバーチャル	2,000円(税別)
	データベース利用料(MySQL)	2,000円(税別)
	メールングリスト1個	1,000円(税別)

※IPバーチャルは、SSL 利用時必須となります。

サービス品目		料金
ホスティング S/G 設定費	SSL証明書インストール	一回につき 10,000円(税別)
	HDD容量割り当て再設定費用	一回につき 3,000円(税別)

以上